

2025
November

11

広報

このまちを、もっと好きになる

ふくちやま

Fukuchiyama City Public Relations

——12月4日から12月10日は人権週間です——

人権週間
特集号



目次

- P2 戦後・被爆80年に平和を考える
- P3 中学生がカナダで学んだ、共に生きること
STARの活動について
- P4 その投稿、大丈夫？ SNSにも「思いやり」
- P5 ベビーファースト宣言
- P6 障害者スポーツ(パラスポーツ)を知っていますか？
- P7 やさしい日本語を使ってみよう
- P8 「女性に対する暴力をなくす運動」期間
人権擁護委員活動紹介
- P9 みんなで 学び 考えるイベント
- P10 人生を語る対話—ACP—
- P11 あなたの個人情報、勝手に使われていませんか？
再犯防止の推進に向けて

終戦から80年。戦争の体験を直接語る人は少なくなり、平和や人権の大切さをどう未来へつないでいくかが問われています。

この夏、市内の学校に通う37名の中学生・高校生が広島・沖縄・長崎を平和学習で訪れ、市民の皆さんに学習の成果を発表しました。その一つひとつの学びが、今の日常を見つめ直し、これからをよりよくしていく力につながっていきます。

そして、平和を学ぶことと同じように、日常の暮らしの中にも、人権を見つめる機会があります。互いの違いを認め合うこと、差別や偏見をなくしていくこと——。

今ある日常の尊さを見つめ直し、差別や偏見のない社会を願って、人権週間特集号をお届けします。

2025ピースフォーラムinふくちやま

戦後・被爆80年に 平和を考える

恒久平和宣言都市として戦争の記憶を風化させない——その思いを出発点に、戦後80年の節目の今年、福知山市では年間を通じて平和事業を実施しています。

発行されなかった卒業証書展

5月に「発行されなかった卒業証書展」を開催しました。ロシアによる侵攻で学びを断たれ、命を奪われたウクライナ学生の姿を静かに伝える写真展です。

あわせて、ウクライナからの避難民であるボンダレンコ・マリヤさんの講演会を開催し、現地の声を直接聴く場を設け、展示と講演を通じて「知る」「考える」きっかけづくりを行いました。

原爆に関する巡回展

5月から8月末にかけて、市内8か所の人権関連施設で巡回する「ミニミニ原爆展」を実施しました。

広島・長崎の被爆の実相を、写真や年表、証言抜粋などで紹介し、日常の動線の中で立ち止まり、学べる機会を広げました。

併設企画「戦争と原爆に関する16の問い展」は、来場者が問いをきっかけに考えを言語化できるよう構成しました。



(写真)①発行されなかった卒業証書展、ボンダレンコ・マリヤさん②ミニミニ原爆展③沖縄人権文化体験研修④広島平和行動⑤長崎平和学習の旅⑥「ピースフォーラムinふくちやま」でのアフリカのシエラレオネとのオンライン交流の様子

こうした積み重ねを通じて、戦争の悲惨さと教訓を次世代へ確かにつないでいきます。

9月に開催した「ピースフォーラムinふくちやま」は、平和学習の集大成として、各展示や派遣事業の成果を持ち寄り、参加者同士の対話や発表を通じて、世代を超えて交流する場となりました。

参加者アンケートでは「自分の身近なところでもこのような啓発活動が行われていたと知り、啓発活動の輪郭がつかめた」などの感想が寄せられました。

ピースフォーラムinふくちやま

7月、8月には、市内の中学生・高校生が広島・沖縄・長崎を訪れました。事前学習から現地での資料館見学や式典参加、平和行動、帰福後の成果報告までを一連の学習として、学んだ成果を市民のみなさんに共有しています。

現地で学んだことや、考えたことを言葉にする経験をした参加者は「この旅で学んだことを、まずは身近な人たちに伝えていきたい」と報告しました。

中高校生が広島・沖縄・長崎へ

人権推進室

FAX 22 6 5 3 7
TEL 24 7 0 2 1

中学生がカナダで学んだ、共に生きること

●中学生が10日間の異文化体験

「はばたけ世界へ 中学生短期海外留学事業」は、次世代を担う中学生の短期留学を支援する取り組みです。広い視野と人権感覚や国際感覚を持ち、新たな価値観や多様性を受け入れ、国際交流を通じて、自らの成長と新しいステップに挑戦することを目的としています。

今年度は、カナダのコキットラムで8月6日から8月15日までの10日間、留学先でしか体験できないホームステイ・自然体験や異文化体験などを通して、国際交流を行いました。



現地の学校で浴衣を着て福知山踊りを踊りました

参加した中学生が留学を通じて感じたこと

- ・カナダの文化や生活の違いを受け入れながら挑戦するのが新鮮で楽しかった。
- ・日本とは全く違う伝統的なものに触れることができて面白かった。
- ・自分から話しかける勇氣や意見をはっきり伝える力が身についた。
- ・英語が完璧でなくても伝わるということが分かった。英語が苦手だったけれど、コミュニケーションをとるうちに、楽しくなってきた。
- ・小さなことにも感謝することができるようになった。
- ・みんなの前に立つことが楽しくなった。
- ・自分に自信が持てるようになった。

一人ひとりの違いを尊重しながら「共に生きる」ために、私たちには何が出来るか、考えてみませんか。

生涯学習課

TEL 24-7067
FAX 22-4880

留学に参加した水野はなさん(右から2番目)と、カナダで交流した現地校の皆さん



☆STARで活動してみませんか☆

★活動内容は？

- ・ワークショップ
- ・豊かな人権感覚を身につけるための人権ワークショップ、ニューススポーツ体験やSDGsすごろくなどの実践を通して学習します。
- ・ヒューマンフェスタ映画上映会
- ・親子や友人同士、みんなで楽しみながら人権について学べるイベントを開催します。STAR会員が、司会や受付などスタッフとして主体的に運営に携わっています。

★STARに参加しませんか？

- ・こども会員（小学1年生～中学3年生）
- ・高校生サポーター
- ・大人会員

こどもたちを見守り活動してくれる人、一緒にイベントを盛り上げてくれる人、大歓迎です。

★会員募集中！

いつからでもどなたでもSTARの事業に参加できます！
一緒に楽しく人権について考え、学びませんか？



ワークショップ



ヒューマンフェスタ映画上映会



みんなでたこ焼きづくり

会員登録はこちら



■人権推進室 TEL 24-7021 FAX 23-6537

★STAR (スター) とは？

S tudy (学ぶ)
T hink (考える)
A ct (行動する)
R ight (権利)
の頭文字をとって名付けられました。

その投稿、大丈夫？

SNSにも「思いやり」

市内の小・中学校では、2021年度から一人一台のタブレット型端末が導入され、すでにこどもたちの日常の学びの道具となっています。ICTなど技術革新や情報化による社会変化はこれまで以上のスピードで進展しており、SNSやインターネットを利用することも多くなりました。

■ネットトラブルストップ講座

福知山市では、2016年度から児童生徒・保護者向けに「ネットトラブルストップ講座」を実施しています。講座では、インターネットに潜む危険性や、トラブルを未然に防ぐための正しい使い方などを、こどもと大人と一緒に学べます。

法整備も進んでいます！

知らないうちに誰かの悪口に加担したり、軽い気持ちの投稿が誤解を生んで炎上したりしてしまうこともあります。いま、インターネット上のいじめや誹謗中傷は社会問題になっていて、法律の整備も進んでいます。

▽侮辱罪の法定刑の引き上げ
▽「プロバイダ責任制限法」が「情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）」へ改正



■便利さと危険性とはなり合わせ

SNSやインターネットは、気軽に思いを発信したり、知りたい情報にすぐにアクセスできたりするツールです。しかし、その便利さの裏側には「見えない誰か」を傷つけてしまう危険も潜んでいます。また、自分自身がトラブルに巻き込まれてしまうリスクもあります。



■加害者にも被害者にもならないために

インターネットだから、匿名だから…といて何を言ってもいいわけではありません。そして、「見えない多くの誰か」がインターネットの向こう側にはいることを忘れてはいけません。気軽に使えるSNSだからこそ、「責任ある使い方」を一人ひとりが意識してすることが必要ではないでしょうか。

▽発信する前に、ちょっと立ち止まって考えてみましょう。

- 「本当に言っていることかな？」
 - 「間違っていないか？」
- 感情だけに流されず、一呼吸おいて考えてみる。



法務省 人権啓発サイト

- SNSを利用する際のルール
- ブロックやミュートなどのユーザー保護機能の活用方法
- SNSの投稿の削除手順などが掲載されています。ぜひご覧ください。



▽情報の信頼性を確認しましょう。

- 信頼できる情報源か
- 見ている情報に偏りはないか
- 感情や憶測で情報を広めようとしていないか

こどもたちをさまざまなトラブルから守るとともに、差別を許さず、すべての人が「共に幸せを生きる」ことができるまちづくりが大切です。

「共に幸せを生きる」ために、見えない誰かのことを思いやり、自分自身のことを大切に思えるSNSの利用を心がけましょう。



みらいに かがやく ふくちっこ
—コドモ、オトナが笑顔でつながる福知山—

ベビーファースト!

●私たちの アクションプラン

地域全体

集まる
つながる機会を
大切にしよう

大人もこどもも、楽しめる活動
や、イベントを開催しよう

行政

みんなに
情報を
届けよう

わかりやすい子育て情報を
発信しよう

市民

周りの人を
大切にしよう

こども一人ひとりを
大切にしよう

事業者

子育てにやさしい
店舗・施設を
めざそう

「子育て家庭向けのサービス」を
提供しよう

事業者

安心の
職場づくりを
すすめよう

子育てへの理解ある職場づくりを
すすめよう



共通のロゴマークのもと「こどもたちに対してできること」をみんなで考え、行動していきます

ベビーファーストとは

こどもや保護者、こどもを取り巻く皆さんのために、事業者や地域の人々、行政など、社会全体で支えあうことをめざすものです。この取組みは全国に広まっており、共通のロゴマークのもと「こどもたちのためにできること」をみんなで考え、行動しています。

詳細は広報ふくちやま
5月号から



4月5日お城まつりにて
「福知山市ベビーファースト宣言」とアクションプランを発表

みんなでつくる「子育てにやさしいまち」

これまでの取組みとして、広報ふくちやま5月号では、表紙を活用して「こどもにやさしい宣言」を書くとプレゼントをもらえる企画、6月には児童館の「やんちゃフェスタ」の会場でベビーファーストの啓発ブースを設けました。また、7月には「子育てにやさしいまちづくりアンケート」を実施しました。9月には「子育て支援団体交流会」、10月には「子育てに関する地域団体や事業者等による意見交流会」を開催しました。さらに12月には親子イベントなども企画しており、アクションプランに掲げた行動を市民の皆さんと一緒に、実践しながら、さらに福知山市が「子育てにやさしいまち」になるように、取組みを進めていきます。

■ こども家庭支援課 TEL 24-7055 FAX 23-7011

Instagramで 情報を発信中

子育て向けイベントやサービスの情報を発信しています。ぜひご覧ください。



こども家庭部公式アカウント



障害者スポーツ（パラスポーツ）を知っていますか？

障害のある人によって障害の特性や障害の程度はそれぞれ違います。

障害者スポーツ（パラスポーツ）とは、障害があってもスポーツを楽しむことができるよう競技のルールの変更や使用する用具に障害を補う仕掛けがあるなど、障害に応じた楽しみ方ができるようになっています。また、競技として競い合うことだけでなく、障害のある人が社会に参加するきっかけになり、健康の増進につながるなどの目的もあります。

福知山市では在宅障害者のためのデイ・サービスにて、卓球バレーやボッチャの講習会を開催しています。

■障害者スポーツの一部を紹介します！

ボッチャ

重度の障害がある人のために考案された競技で、赤と青のボールを決められた位置にある白いボールまでどれだけ近づけて投げられるかを競います。パラリンピックの正式競技にもなっています。



ボッチャ講習会での様子

フライングディスク

プラスチック製の円盤をフリスビーの要領で投げ、どれだけ遠くに飛ばせるかを距離を測って競います。他にも決まったゴールに向かって投げ、ゴールを通過した回数を競う種目もあります。

卓球バレー

卓球台を1チーム半面6人で囲み、転がっているピンポン球を木製の四角の板（ラケット）を使って3打以内で相手コートへ打ち返す競技。障害の種類や度合に関わらず楽しめる団体競技です。



卓球バレーの様子

福知山市から全国大会出場！

10月25日から27日にわたり滋賀県内で第24回全国障害者スポーツ大会が開催されました。福知山市からは、フライングディスクの部・西山祐樹さん、水泳の部・小林光太郎さんの2名が京都府代表に選出されました。

また、福知山市の障害者スポーツ団体「福知山市身体障害者団体連合会卓球バレーチーム がんばろう会」が10



銅メダルを獲得された小林光太郎さん

月12日に行われた卓球バレー全国大会に出場しました。今回はオープン参加での出場ですが、結果は優勝と大健闘しました。

東京2025 デフリンピック開催！

デフリンピックとは？

耳の聞こえない人・聞こえにくい人の国際オリンピックです。「デフ（Deaf ろう者）」と「オリンピック」がかけられた名称です。

初めての日本開催！

1924年にパリで第1回目のデフリンピックが開催されました。今年デフリンピック100年目の記念すべき大会が日本で行われます。

東京をメイン会場に11月15日から11月26日まで熱い闘いが繰り広げられます。

みなで大会を応援して盛り上げましょう！

障害者福祉課

TEL 247017
FAX 229073

やさしい日本語を使ってみよう

相手のことを考えたわかりやすい日本語



やさしい日本語とは、難しい言葉を簡単な言葉に言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。福知山市には約1,500人の外国人が住んでいますが、国籍は様々です。必要な情報をすべての言語にして伝えることは困難で

すが、簡単な日本語であれば理解できるという人もいるため、効果的と言われています。また、高齢の人、障害のある人や、こどもにも伝わりやすい「やさしい」コミュニケーションになります。ぜひ「やさしい日本語」を使ってみましょう。

■やさしい日本語にするためのポイント

ポイント	例
簡単な言葉にする	公共交通機関→電車・バス
擬態語は避ける	ピカピカにする→きれいにする
曖昧な表現は避ける	ご遠慮ください→しないでください
二重否定の表現は避ける	行けないわけではありません→行くことができます
元号は西暦にする	令和7年→2025年

*これらは一例です。



■やさしい日本語かどうかを調べるツール

▶リーディング チュウ太

調べたい文章を入力し、「語彙」のボタンをクリックすることで、単語レベルなどを知ることができます。



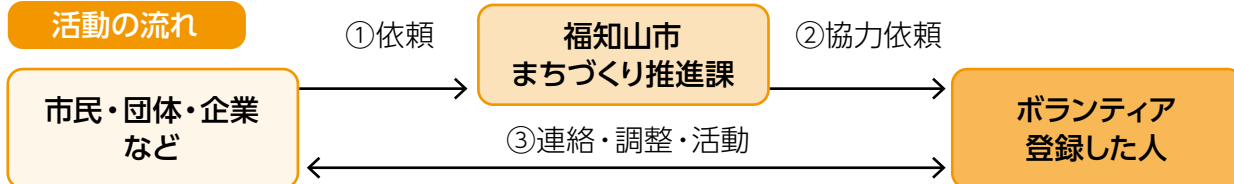
言葉や暮らしのガイドさん募集中！

■国際交流活動ボランティア

通訳や、伝統文化を紹介するボランティアを募集しています。
あなたのスキルを福知山で活かしてみませんか。

これまでの実績 様々な言語の通訳、日本語学習の支援など

活動の流れ



登録はこちら

■日本語支援ボランティア

市内にある3つの日本語教室では、日本語を学ぶ外国人のお手伝いする日本語支援ボランティアを募集しています。



詳細はこちら

■まちづくり推進課 TEL24-7225 FAX23-6537



11月12日から11月25日までは 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です!!



●女性に対する暴力は社会全体の課題

配偶者やパートナーからの暴力(DV)、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為は、女性の人権を著しく侵害し、心身に深刻な影響を及ぼす重大な問題です。

暴力は「個人の問題」ではなく、社会全体で取り組むべき課題です。性別に関わらず、被害を受けた人が安心して相談し、必要な支援を受けられるよう、私たち一人ひとりが理解を深め、周囲に関心を持つことが大切です。

●福知山市での取り組み

福知山市でも、この期間中にパネル展や街頭

啓発、公共施設のパープルライトアップを実施します。相談窓口の周知や啓発活動を行い、被害を受けた人が安心して相談できる体制作りを進めています。

●「パープルリボン」に込められた思い

「パープルリボン」は、女性に対する暴力を根絶し、被害者への理解と支援を示すシンボルです。紫色のリボンを身に着けることは暴力のない社会を願う意思表示です。



人権推進室にて パープルリボン・啓発缶バッジ無料配布中

相談窓口

- ▷福知山市人権推進室(男女共同参画センター) 24-7022 ▷福知山警察署 22-0110
- ▷京都府北部家庭支援センター 22-9911
- ▷性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891「はやくワンストップ」
- ▷DV相談ナビ #8008「はれれば」
- ▷DV相談プラス(電話・メール・チャットで相談) 0120-279-889

福知山市男女共同参画センターでは、カウンセラーなどによる専門相談を実施しています。

(相談無料・要予約 詳細は右記二次元コードから)



■人権推進室

TEL 24-7022 FAX 23-6537

多くの人が人権の大切さを知り、考えるきっかけになるよう、未就学児や児童を対象に花の植え付け教室や人権教室をしています。



人権教室

(3)人権啓発

に導きます。

(2)人権侵害の調査・救済活動
いじめ、差別、虐待など「人権を侵害された」という被害者からの申告を受け、法務局職員とともに調査を行うなど、人権に関する問題を解決に導きます。

(1)人権相談
面談や電話による人権相談を行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。また、こどもが困りごとを相談出来る環境の充実のため「こどもの人権OSSミニレター事業」を行っています。

活動内容

人権擁護委員は、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりするスペシャリストです。
現在、福知山人権擁護委員協議会では、27名の委員が積極的に活動しています。

人権擁護委員とは？

人権擁護委員活動紹介

12月人権相談の日程はこちら

- ▷市民交流プラザふくちやま
12月22日(月) 13時から16時
- ▷三和支所
12月15日(月)
- ▷夜久野支所
12月22日(月)
- ▷大江支所
12月10日(水)
- 各支所は9時から12時

広報ふくちやまでは毎月各種相談窓口の案内をしています

相談窓口	相談時間	相談内容
福知山市人権推進室	12月22日(月) 13時~16時	人権相談全般
三和支所	12月15日(月) 9時~12時	人権相談全般
夜久野支所	12月22日(月) 9時~12時	人権相談全般
大江支所	12月10日(水) 9時~12時	人権相談全般



人権イメージキャラクター
人KENまもる君
人KENあゆみちゃん

みんなで 学び 考えるイベント

男女がともに考える

「はばたきセミナー」第3講座～防災編～

時 12月7日(日) 14時から15時30分

場 市民交流プラザふくちやま
4階 会議室4-1(福知山駅となり)

内 「ゼロからはじめる家庭の備え
～今日からできる安心づくり～」

講 さかなか あやか さん

(防災士、防災ママサークル ままもりっこ 代表)

申 12月1日(月)までに、**人権推進室**(TEL24-7022 FAX23-6537)へお申し込みください。下記二次元コードからお申し込みいただけます。

保育ルーム、手話通訳、要約筆記が必要な場合は、11月21日(金)までのお申し込みが必要です。



申込はこちらから



人にいちばん近いまちづくり

「第60回人権を考える市民のつどい」

時 12月14日(日) 14時から

場 福知山市大江町総合会館
イベントホール

定 300人(入場無料)

内 映画「35年目のラブレター」上映

問 **人権推進室**(TEL24-7021 FAX23-6537)

他 映画は字幕・副音声ありで上映します。
また、当日は保育ルームを設置します。



人権ふれあいセンター・教育集会所ってどんなところ？

人権ふれあいセンターや教育集会所は、人と人とのふれあいを大切にするを目的に、教育・啓発・文化交流などの活動を推進する施設です。同和問題(部落差別)をはじめとしたあらゆる人権問題の解決をめざして、偏見や差別のないまちづくりを進めるため、地域の皆さんのコミュニティの場となるよ

う、各会館や集会所ごとにさまざまな主催事業や取り組みを展開しています。

施設の使用は誰でもできますので、サークル、自治会、公民館活動で使いたいときは下記問い合わせ先までお問い合わせください。

人権ふれあいセンター	電話番号	人権ふれあいセンター	電話番号
堀会館	23-3927	さわやか館	38-0328
南佳屋野会館	27-6009	きらめき館	37-1311
下六人部会館	27-0194		

*人権ふれあいセンターの取り組みには、市内在住者であれば、どなたでも参加できます。営利目的などでの貸館はできません。

教育集会所	電話番号	教育集会所	電話番号
前田教育集会所	27-4327	上小田教育集会所	33-2823
夕陽が丘教育集会所	23-6498	三岳教育集会所	33-2824
小田教育集会所	33-2094	大正文化センター	22-5729
旭が丘教育集会所	22-4649	夜久野町教育集会所	37-0370
庵我教育集会所	23-7236	昭和集会所	57-0001
岡ノ三教育集会所	23-7232	金屋ふれあいセンター	56-1802
金山教育集会所	36-0634	新町コミュニティ会館	56-1992
下豊富会館	22-0365		

※教育集会所管理人の駐在日・時間は館ごとで違います。使用料は無料。ただし光熱水費実費が必要な場合あり。土・日・祝日の利用可。ご利用の場合は、1週間前までに教育集会所又は人権推進室までお申し込みください。営利目的などでの貸館はできません。

■ **人権推進室** TEL24-7021 FAX23-6537

今年度は11月29日(土)に
『人生の寺子屋』を
上演します!
参加申込はこちらから



『人生の寺子屋〜看取りのお話〜』の様子

人生を語る対話

『アドバンス・ケア・プランニング(ACP)』

ACP

『自分らしく生きるために』

ACP (アドバンス・ケア・プランニング) とは、将来の医療や介護について、自分の思いや希望をあらかじめ話し合っておくことです。病気やけがなどで、気持ちを伝えられなくなるときにそなえて、信頼できる人や医療・介護の支援者と話し合います。元気なうちから、自分が大切にしたいことを伝えておくことが大事です。

自分らしく過ごすために家族や支援する人と繰り返し話し合うことで、いざというときにも本人の思いに沿った判断がしやすくなります。家族や支援する人と、あらかじめ気持ちを共有することで、お互いに安心して支え合うことができます。

こうした積み重ねが、人生の最期まで自分らしく生きる力になります。そして、自分の思いを言葉にすることは、自分らしく生きるための大切な一歩です。

人生の寺子屋

2024年度から、福知山医師会主催、中丹西保健所・福知山市共催で、劇団寺子屋の寸劇『人生の寺子屋〜看取りのお話〜』を開催しています。

市内の医療や介護の専門職が寸劇に出演し、本人が望む場所で過ごし、希望する形で最期を迎えられることの大切さを、わかりやすく伝えていきます。

劇を観た方から「自分ごととして考えるきっかけになった」という声もあり、ACPへの関心が少しずつ広がっています。

みらいノートで

大切な人に思いを伝える

福知山市社会福祉協議会では、「みらいノート(エンディングノート)」を作成し、販売しています。医療や介護についての希望だけでなく、家族へのメッセージなども自由に書くことができます。書き方については、社会福祉協議会でアドバイスを

受けることができます。

すべて書かなくてもかまいません。書けるところから、少しずつ書いてみましょう。自分の思いを整理する手助けにもなります。

「みらいノート」

販売場所…福知山市

社会福祉協議会
(本所・三支部)



ACPは特別なことではなく、日々の会話の中にある「思いやり」です。将来の自分のために、そして大切な人のために。まずは、話すことから始めてみませんか。

地域包括ケア推進課

TEL 24・7 073
FAX 22・9 073

大切なあなたの個人情報、 勝手に利用されていませんか？

～「本人通知制度」に登録を～

「本人通知制度」とは、個人情報不正に取得されることを抑止するため、市民の皆さんの人権とプライバシーを守るための制度です。住民票の写しや戸籍謄本などが、本人以外の代理人や第三者に交付された場合に、そのことを事前に登録した本人にお知らせします。

福知山市に住民登録されている人、本籍を有する人であれば、この制度を利用できますが、事前の登録が必要です。不正取得の早期発見につなげるため、ぜひ「本人通知制度」に登録しましょう。

←次のページに申請書を掲載しています。ぜひご登録ください。

登録するとき



●受付窓口

市民課、各支所、各児童館、
各人権ふれあいセンター

●お持ちいただくもの

マイナンバーカードなど本人
確認できるもの

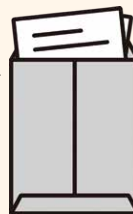
*顔写真がないものは、本人確認で
きるものが2つ必要です。

登録した後、本人以外に住民票などを交付したとき

本人以外からの
交付申請を受け、
住民票など
を交付



交付したことを
登録者本人へ
通知



*この制度は、交付されたことを通知するもので、交付を差し止めるものではありません。なお、交付請求者の名前、住所は通知しません。

身元調査お断り運動

～身元調査 しない・させない・見逃さない～



身元調査（聞き合わせ）とは、本人の知らないところで、知人や調査会社などを通して情報を調べることをいいます。調査する者の勝手な判断や偏見により、誤った情報が広がる危険性もあります。身元調査をすることは、プライバシーの侵害だけでなく、差別を助長する重大な人権侵害であることを認識しましょう。



本人通知制度について詳細は
こちらから

■市民課 TEL24-7014 FAX23-6537 ■人権推進室 TEL24-7021 FAX23-6537



再犯防止の推進に向けて

犯罪を繰り返してしまう人の中には、罪を償い社会で更生しようとしたものの、再び犯罪をしてしまったという人がいます。生きづらさを感じたり、困ったりしていても相談できず、適切な支援を受けられなかったという人もいます。

犯罪の件数が減っても、犯罪を繰り返す人が減らなければ、犯罪がゼロにはなりません。過去の罪を償い、社会で更生しようとしている人に手を差し伸べることが犯罪を減らすことにつながります。

犯罪を減らすことは、犯罪の被害者を減らすことです。犯罪の被害者やそのご家族は、犯罪による直接的

な被害だけでなく、精神的・経済的負担など様々な困難に直面します。福知山市では、関係機関と連携しながら、犯罪被害者に対して切れ目のない支援ができるよう取り組んでいます。

市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現と、多様化する社会において孤立せず、誰一人取り残さない社会の実現をめざして、本市は再犯防止の推進に取り組めます。



詳細はこちらから

■市民課 TEL24-7020 FAX23-6537

本人通知制度登録申請書

年 月 日

（あて先）福知山市長

窓口に来た人 （申込者）	住 所	〒 ー （福知山市）		
	氏 名	フリガナ		
	連絡先	自宅・携帯 ー ー		
申込者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人			

福知山市住民票の写し等の第三者等交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

登録申請者①	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者②	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者③	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者④	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	

注 申請の際に次の書類を提出又は提示してください。郵送の場合は、写しを提出してください。

- ① あなたが本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- ② あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- ③ あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）。ただし、同一世帯又は同一戸籍に属する者の登録申請をする場合、氏名欄に本人の自署があれば委任状の添付は不要です。

※ 次の欄は、記入しないでください。

本人確認	1	免・住・個・旅・身・療・在・外・その他（ ）			3		権 限 確 認
	2	保・年・社・学・その他（ ）			番 号		戸・後・委
受 付	名簿登録	処理日	登録日	審 査	決 裁		
		／	／				

